

でも無視して口をきかない／バカにしたり、命令するような口調でものを言う／大切にしている物を壊したり、捨てる／生活費を渡さない／「外で働くな」と言ったり、仕事を辞めさせる／「子どもに危害を加える」と言って脅す／殴る素振りや、物を投げ付けるふりをして脅す

【性的暴力としてDVに当たり得る例】

嫌がっているのに性的行為を強要する／中絶を強要する／避妊に協力しない／見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる

Q3 DV加害者である配偶者が近付かないようにすることや、家から出て行ってもらうことはできますか？

「**身体に対する暴力**」又は「**生命等に対する脅迫**」を受けた被害者(被害後に離婚した場合や内縁関係、同居または同居していた交際相手も含みます。)は、その後も、**加害者からの身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ**が大きいときは、**地方裁判所**に、加害者に対して**保護命令**を出してもらおうよう申し立てることができます。

保護命令には、①被害者の身辺のつきまといや、住居や勤務先等の付近を徘徊(はいかい)することを6か月間禁止するもの(**接近禁止命令**)、②被害者の自宅から2か月間退去させ、その付近を徘徊することを禁止するもの(**退去命令**)があります。

(中面に続く)

全国の「法テラス」所在地一覧

	業務時間 平日9:00～17:00		
北海道	札幌	0503383-5555	〒060-0061 札幌市中央区南1条西11-1 コンチネンタルビル8F
	函館	0503383-5560	〒040-0063 函館市若松町6-7 三井生命函館若松ビル5F
	旭川	0503383-5566	〒070-0033 旭川市3条通9-1704-1 TKフロンティアビル6F
	釧路	0503383-5567	〒085-0847 釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル1F
東北	宮城	0503383-5535	〒980-0811 仙台市青葉区一番町3-6-1 一番町平和ビル6F
	福島	0503383-5540	〒960-8131 福島市北五老内町7-5 イズム37ビル4F
	山形	0503383-5544	〒990-0042 山形市七日町2-7-10 NANABEANS8F
	岩手	0503383-5546	〒020-0022 盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館本館2F
関東	秋田	0503383-5550	〒010-0001 秋田市中通5-1-51 北都ビルディング6F
	青森	0503383-5552	〒030-0861 青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル2F
	東京	0503383-5300	〒160-0023 新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル13F
	神奈川	0503383-5360	〒231-0023 横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10F
中部	埼玉	0503383-5375	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館5F
	千葉	0503383-5381	〒260-0013 千葉市中央区中央4-5-1 Qiball(きばー)2F
	茨城	0503383-5390	〒310-0062 水戸市大町3-4-36 大町ビル3F
	栃木	0503383-5395	〒320-0033 宇都宮市本町4-15 宇都宮NIビル2F
東部	群馬	0503383-5399	〒371-0022 前橋市千代田町2-5-1 前橋テルサ5F
	静岡	0503383-5400	〒420-0853 静岡市葵区追手町9-18 静岡中央ビル2・11F
	山梨	0503383-5411	〒400-0032 甲府市中央1-12-37 IRIXビル1・2F
	長野	0503383-5415	〒380-0835 長野市新田町1485-1 長野市もんぜんぶら座4F
近畿	新潟	0503383-5420	〒951-8116 新潟市中央区東中通1番町86-51 新潟東中通ビル2F
	愛知	0503383-5460	〒460-0008 名古屋市中区栄4-1-8 栄サンシティビル15F
	三重	0503383-5470	〒514-0033 津市丸之内34-5 津中央ビル
	岐阜	0503383-5471	〒500-8812 岐阜市美江寺町1-27 第一住宅ビル2F
中国	福井	0503383-5475	〒910-0004 福井市宝永4-3-1 三井生命福井ビル2F
	石川	0503383-5477	〒920-0937 金沢市丸の内7-36
	富山	0503383-5480	〒930-0076 富山市長柄町3-4-1 富山県弁護士会館1F
	大阪	0503383-5425	〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館B1F
四国	京都	0503383-5433	〒604-8005 京都市中京区河原町通三條上る恵比須町427 京都朝日会館9F
	兵庫	0503383-5440	〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クロスタワービル13F
	奈良	0503383-5450	〒630-8241 奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6F
	滋賀	0503383-5454	〒520-0047 大津市浜大津1-2-22 大津商中日生ビル5F
九州	和歌山	0503383-5457	〒640-8152 和歌山市九番丁15 九番丁MGビル6F
	広島	0503383-5485	〒730-0013 広島市中区八丁堀2-31 広島湾池ビル1・6F
	山口	0503383-5490	〒753-0072 山口市大手町9-11 山口県自治会館5F
	岡山	0503383-5491	〒700-0817 岡山市北区弓之町2-15 弓之町シティセンタービル2F
九州	鳥取	0503383-5495	〒680-0022 鳥取市西町2-311 鳥取市福祉文化会館5F
	島根	0503383-5500	〒690-0884 松江市南田町60
	香川	0503383-5570	〒760-0023 高松市寿町2-3-11 高松丸田ビル8F
	徳島	0503383-5575	〒770-0834 徳島市元町1-24 アミコビル3F
九州	高知	0503383-5577	〒780-0870 高知市本町4-1-37 丸ノ内ビル2F
	愛媛	0503383-5580	〒790-0001 松山市一番町4-1-11 共栄興産一番町ビル4F
	福岡	0503383-5501	〒810-0004 福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル4F
	佐賀	0503383-5510	〒840-0801 佐賀市駅前中央1-4-8 太陽生命佐賀ビル3F
九州	長崎	0503383-5515	〒850-0875 長崎市栄町1-25 長崎MSビル2F
	大分	0503383-5520	〒870-0045 大分市城崎町2-1-7
	熊本	0503383-5522	〒860-0844 熊本市中央区水道町1-23 加地ビル3F
	鹿児島	0503383-5525	〒892-0828 鹿児島市金生町4番10号アーバンスクエア鹿児島ビル6F
九州	宮崎	0503383-5530	〒880-0803 宮崎市旭1-2-2 宮崎県企業局3F
	沖縄	0503383-5533	〒900-0023 那覇市楚辺1-5-17 プロフェスビル那覇2・3F

050 法テラスでは、IP電話を使用しています。おかけ間違いのないよう必ず「050」からダイヤルしてください。

お近くの「法テラス」のほか、コールセンターでもお問い合わせをお受けしています。

コールセンター 平日 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00

犯罪被害者支援ダイヤル ナビダイヤル 0570-079714

金銭の貸し借りなど、様々な法的な困りごとについては、一般ダイヤル 0570-078374

※「0570」はナビダイヤルの番号です。固定電話であれば、全国どこからでも3分8.5円(税別)で通話することができます。

※IP電話からは、03-6745-5601(一般ダイヤルは03-6745-5600)にお電話ください。

平成28年11月発行



ドメスティックバイオレンス(DV)



犯罪被害者支援Q&Aシリーズ ②

QRコード



法テラスは国が設立した公的な法人です。

Q1 ドメスティックバイオレンス(DV)とは何ですか？

一般的に親密といわれる関係にある人(配偶者、内縁の夫・妻、婚約者、恋人など)から他方への暴力のことをいいます。

DVによる被害者については、DV防止法により保護が図られています。その対象とされているのは、**配偶者や内縁の夫・妻からの暴力**ですが、**離婚の後、「元の配偶者」から引き続いて暴力を受ける場合や、生活の本拠を共にする交際相手(同居または同居していた交際相手)からの暴力**も、保護の対象となります。

DV防止法において「配偶者からの暴力」とは、DV加害者である配偶者の以下の①又は②に該当する行動であると規定されており、**殴る、蹴るなどの身体的暴力に限定されるものではありません**。詳しくはQ2をご覧ください。

①身体に対する暴力

②これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動

なお、**男性や外国籍の方がDV被害を受けた場合についても、保護の対象となる場合があります。**

Q2 暴言を吐かれたり無視されたりするなどの精神的な暴力や、性的行為の強要などの性的暴力も、DVに当たりますか？

殴る、蹴る、凶器を突き付ける、物を投げ付けるなど、身体に対する直接的な攻撃だけではなく、**言葉による暴力や性的暴力もDVに当たります。**

【精神的暴力としてDVに当たり得る例】

大声で怒鳴る／「誰のお陰で生活できるんだ」「かいしようなし」などと言う／実家や友人と付き合うことを制限したり、電話や手紙を細かくチェックする／何を言っ

☑

(表面からの続き)

Q4 暴力を避けるために友人宅に身を寄せていますが、DV加害者である配偶者が実家に押しかけ、私の居場所を聞き出そうとしています。両親に危害が及ばないか心配です。

このような場合、被害者は、**被害者本人に対する接近禁止命令の効力が生じてから6か月の間**、親族等の身辺のつきまといや、親族等の住居や勤務先等の付近を徘徊することを禁止する「**親族等への接近禁止命令**」を申し立てることができます。

ここで「親族等」とは、被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している未成年の子及び加害者と同居している者を除きます)をいいます。

親族等への接近禁止命令は、被害者本人に対する接近禁止命令と同時に申し立てるか、既にその命令が出ていることが前提になり、申し立てには、その親族の同意が必要となります。

Q5 電話やファクシミリ、電子メールで脅かされていますが、止めさせることはできますか？

被害者は、本人に対する**接近禁止命令の申立てと同時に又は命令がなされた後**、その生命又は身体に危害が増えらるることを防止するため、**接近禁止命令の効力が生じた日から6か月の間**、DV加害者である配偶者に対し、**以下のような行為の禁止を命じるよう**申し立てることができます。なお、接近禁止命令の申立てをせずに、電話等の禁止命令だけを申し立てることはできません。

【禁止することができる行為】

面会の要求／無言電話／夜間(午後10時～午前6時)又は連続しての電話・ファクシミリ・電子メール(緊急やむを得ない場合を除く)／行動を監視していると思わせるような事項や名誉を害する事項を告げることなど

Q6 配偶者からの暴力を直ちに避けるにはどうすればよいですか？

緊急を要する場合は、**身の安全を確保**することが大切です。**110番通報**するか、**最寄りの警察署や交番、駐在所**に行き被害を訴えてください。警察では、被害者の意向を尊重し、相談・防犯指導、被害者の保護、DV加害者である配偶者の暴力の制止、加害者の指導・警告、検挙等、必要な措置を採ります。

また、配偶者暴力相談支援センター等が運営している**一時保護施設(シェルター)**の利用も検討してください。利用申込み等については、上記センターのほか、地方公共団体の福祉担当窓口や警察で相談することができます。

一時保護施設を利用することができるのは2週間程度です。原則として、子どもも同じ施設に入所することができます(年齢制限がある場合があります)。

Q7 配偶者から殴られて骨折したのですが、処罰を求めることはできますか？

配偶者から受けた行為であっても、暴行や傷害、つきまとい行為等、**刑法やストーカー規制法**に触れる場合は処罰を求めることができます。

処罰を求める場合は、**最寄りの警察署や交番等に被害を申告**し、DV加害者である配偶者を処罰してほしい旨の意思を明確に伝えてください。

Q8 付き合っている人が、携帯電話の着信履歴やメールを見るなど、私の行動を監視し、気に入らないと家から出られなくします。

恋人からの身体的・精神的・性的な暴力は、**デートDV**と呼ばれており、高校生や大学生等、若い男女の間でも起きています。

従来のDV防止法では、「結婚している(していた)」「内縁関係にある(あった)」者からの暴力が対象となっており、デートDVについては保護の対象となっていませんでしたが、**平成25年の法改正(平成26年1月3日施行)**により**生活の本拠を共にする交際相手からの暴力**もDV防止法の対象となりました。なお、生活の本拠を共にすると認められるかの判断は同居期間の単純な長短のみで決まるのではなく、また、同居解消後に引き続き暴力を受けている被害者も保護の対象となります。このほか、その加害行為の態様・程度によっては、**刑法やストーカー規制法等**が適用されることがあります。また、民事保全法に基づく接近禁止の**仮処分の申立て**や、加害者の暴力により肉体的・精神的被害を受けたことについて**損害賠償請求**を行うことなどの対応も考えられます。

Q9 離婚調停や保護命令について弁護士に依頼する費用がなくて困っています。

法テラスでは、一定の要件に該当する方については、**無料で法律相談**を行ったり(法律相談援助)、**弁護士費用等の立替え**を行う(代理援助、書類作成援助)民事法律扶助業務を行っています。

弁護士費用等についてご心配な方は、最寄りの法テラスにご連絡いただき、DVに関して相談したい旨を告げた上で法律相談援助をお申し込み下さい。

※このほかにも、ホームページ <http://www.houterasu.or.jp/> でよくある質問と答を紹介していますので、ご覧ください。

法テラスの犯罪被害者支援業務

相談窓口のご案内

法テラスでは、犯罪被害者支援を行っている機関・団体との連携のもと、各地の相談窓口の情報(*)を収集し、「その方が必要とされる支援」を行っている窓口をご案内します。

(*)お住まいの近くの支援団体の支援内容、連絡先など

法制度のご紹介

被害にあわれた方やご家族の方などが、その被害に関する刑事手続に適切に関与したり、お受けになった損害・苦痛の回復・軽減を図るための法制度に関する情報(*)を提供します。

(*)刑事手続の流れ、各種支援制度など

犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士のご紹介

法テラス地方事務所では、犯罪の被害にあわれた方やご家族の方などが、弁護士による法律相談などの支援を必要とされる場合には、個々の状況に応じて、弁護士会からの推薦を受けた犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士をご紹介します。紹介は無料ですが、弁護士費用等が必要となります。

弁護士を通じた援助制度のご利用

資力などについて一定の要件に該当される方は、弁護士費用等に関し、以下の制度がご利用いただける場合があります。各制度はそれぞれ要件が異なりますので、詳しくは、お近くの法テラス、犯罪被害者支援ダイヤル、又は、法テラスホームページでご確認ください。

弁護士費用等に関する援助制度

*資力などの要件に該当される場合に、弁護士費用等の援助制度をご利用いただけます。

刑事裁判に参加する

「被害者参加人」のための国選弁護士制度(刑事手続)

殺人、傷害、性犯罪、過失運転致死傷等の被害を受けた方やご家族の方などで、裁判所から「刑事裁判への参加」を許可された方(被害者参加人)を対象に、参加に関する援助を行う弁護士(被害者参加弁護士)の費用等を国が負担する制度です。

法テラスでは、被害者参加人の意見を聴いて、国選被害者参加弁護士の候補を指名し、裁判所に通知する業務を行います。

民事法律扶助(民事手続)

民事裁判等手続に関する援助として、無料で法律相談を行います。弁護士費用等の立替えを行います。

例) 損害賠償請求、損害賠償命令の申立て、保護命令(DV)の申立てなど

日弁連委託援助(刑事手続・行政手続)

殺人、傷害、性犯罪、ストーカー等の被害を受けた方やご家族の方などを対象に、刑事手続、少年審判についての手続及び行政手続に関する援助を行います。

例) 被害届の提出、告訴・告発、事情聴取への同行、犯罪被害者等給付金申請、マスク3枚の対応・折衝など

